

保護者の皆様

学校感染症治癒通知書(登校許可書)の提出について

浜松調理菓子専門学校
校長 友永 茂雄

学校において予防すべき疾病(下表)と診断された場合には、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止させる措置をとることができます。
これは、医師の指示のもと十分に治療・療養するとともに、感染を防ぐための措置です。
下記一覧の感染症に罹患した場合は、速やかに学校(担任)へ連絡して、医師の診断により登校の許可が出るまでは登校できませんので、十分に療養してください。
なお、医師から登校の許可が出ましたら、「学校感染症治癒通知書(登校許可書)」に医師の証明をもらい、学校(担任)に提出して下さい。

出席停止とする感染症の種類(学校保健安全法施行規則 平成24年4月1日付)

第一種	エボラ出血熱など
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症(しょうこう熱)など)

キリトリ

学校感染症等治癒通知書(登校許可書)

受診者氏名 _____

病名 _____

当該感染症の診断日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

登校してもよいと認められる月日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

本書作成日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名 _____
医 師 名 _____